

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案中修正
経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案を次のよう
に修正する。

第一条中地方税法第十六条の四第十二項の改正規定を削る。

第一条のうち、地方税法第五十三条第三十項及び第三十一項の改正規定中「「国税通則法」を「国税に係
る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に、」を削り、同条第三十二項の改正規定中「
、「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に」を削る。

第一条のうち地方税法第五十五条の二第一項の改正規定中「第六十六条の四第十八項第一号」を「第六十
六条の四第十七項第一号」に改め、「、「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及
び義務に関する法律」に」を削る。

第一条のうち、地方税法第五十五条の三第一項の改正規定中「第六十六条の四第十八項第一号」を「第六
十六条の四第十七項第一号」に改め、同条第三項の改正規定を削る。

第一条のうち地方税法第五十五条の四第一項の改正規定中「第六十八条の八十八第十九項第一号」を「第

六十八条の八十八第十八項第一号」に改め、「「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」にを削る。

第一条のうち、「地方税法第五十五条の五第一項の改正規定中「第六十八条の八十八第十九項第一号」を「第六十八条の八十八第十八項第一号」に改め、同条第三項の改正規定を削る。

第一条中「地方税法第七十二条の二十四の十一第一項の改正規定を削る。

第一条のうち「地方税法第七十二条の三十九の二第一項の改正規定中「第六十六条の四第十八項第一号」を「第六十六条の四第十七項第一号」に改め、「「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」にを削る。

第一条のうち、「地方税法第七十二条の三十九の三第一項の改正規定中「第六十六条の四第十八項第一号」を「第六十六条の四第十七項第一号」に改め、同条第三項の改正規定を削る。

第一条のうち「地方税法第七十二条の三十九の四第一項の改正規定中「第六十八条の八十八第十九項第一号」を「第六十八条の八十八第十八項第一号」に改め、「「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」にを削る。

第一条のうち、地方税法第七十二条の三十九の五第一項の改正規定中「第六十八条の八十八第十九項第一号」を「第六十八条の八十八第十八項第一号」に改め、同条第三項の改正規定を削る。

第一条中地方税法第七十二条の四十九の五の次に四条を加える改正規定を次のように改める。

第七十二条の四十九の五の次に次の四条を加える。

（総務省の職員の法人の事業税に関する調査の事前通知等）

第七十二条の四十九の六 総務大臣は、総務省指定職員に前条第一項第一号に掲げる者（以下この条から第七十二条の四十九の八までにおいて「納税義務者」という。）に対し実地の調査において前条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（以下この条及び第七十二条の四十九の八において「質問検査等」という。）を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者（当該納税義務者について税務代理人（税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三十条（同法第四十八条の十六において準用する場合を含む。）の書面を提出している税理士若しくは同法第四十八条の二に規定する税理士法人又は同法第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人をいう。以下この項、第七十二条の四十九の八第三項、第七十二条の六十三の二第一項及び

第七十二条の六十三の四第三項において同じ。）がある場合には、当該税務代理人を含む。）に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

一 質問検査等を行う実地の調査（以下この条において単に「調査」という。）を開始する日時

二 調査を行う場所

三 調査の目的

四 法人の行う事業に対する事業税に関する調査である旨

五 調査の対象となる期間

六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件

七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項

2 総務大臣は、前項の規定による通知を受けた納税義務者から合理的な理由を付して同項第一号又は第二号に掲げる事項について変更するよう求めがあつた場合には、当該事項について協議するよう努めるものとする。

3 第一項の規定は、総務省指定職員が、当該調査により当該調査に係る同項第三号から第六号までに掲

げる事項以外の事項について課税標準額の更正又は決定及びその分割の調査のために必要があることとなつた場合において、当該事項に関し質問検査等を行うことを妨げるものではない。この場合において、同項の規定は、当該事項に関する質問検査等については、適用しない。

（事前通知を要しない場合）

第七十二条の四十九の七 前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣が調査の相手方である納税義務者の過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他総務大臣が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な事実の把握を困難にするおそれその他法人の行う事業に対する事業税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同項の規定による通知を要しない。

（総務省の職員の法人の事業税に関する調査の終了の際の手續）

第七十二条の四十九の八 総務大臣は、法人の行う事業に対する事業税に関する実地の調査を行った結果、課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められない場合には、納税義務者であつて当該調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、その時点にお

いて課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められな
い旨を書面により通知するものとする。

2 総務大臣は、法人の行う事業に対する事業税に関する調査の結果、課税標準額の総額の更正若しくは
決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められる場合には、当該納税義務者に対し、そ
の時点において課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると
認められる旨及びその理由を説明するものとする。

3 実地の調査により質問検査等を行つた納税義務者について税務代理人がある場合において、当該納税
義務者の同意がある場合には、当該納税義務者への第一項又は前項の規定による通知又は説明に代えて
、当該税務代理人へのこれらの規定による通知又は説明を行うことができる。

(政令への委任)

第七十二条の四十九の九 第七十二条の四十九の五から前条までに定めるもののほか、総務省の職員
の法
人の事業税に関する調査の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

第一条中地方税法第七十二条の六十三の次に四條を加える改正規定を次のように改める。

第七十二条の六十三の次に次の四条を加える。

（総務省の職員の個人の事業税に関する調査の事前通知等）

第七十二条の六十三の二 総務大臣は、総務省指定職員に前条第一項第一号に掲げる者（以下この条から第七十二条の六十三の四までにおいて「納税義務者」という。）に対し実地の調査において前条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（以下この条及び第七十二条の六十三の四において「質問検査等」という。）を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者（当該納税義務者について税務代理人がある場合には、当該税務代理人を含む。）に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

- 一 質問検査等を行う実地の調査（以下この条において単に「調査」という。）を開始する日時
- 二 調査を行う場所
- 三 調査の目的
- 四 個人が行う事業に対する事業税に関する調査である旨
- 五 調査の対象となる期間

六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件

七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項

2 総務大臣は、前項の規定による通知を受けた納税義務者から合理的な理由を付して同項第一号又は第二号に掲げる事項について変更するよう求めがあつた場合には、当該事項について協議するよう努めるものとする。

3 第一項の規定は、総務省指定職員が、当該調査により当該調査に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項以外の事項について課税標準額の更正又は決定及びその分割の調査のために必要があることとなつた場合において、当該事項に関し質問検査等を行うことを妨げるものではない。この場合において、同項の規定は、当該事項に関する質問検査等については、適用しない。

(事前通知を要しない場合)

第七十二条の六十三の三 前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣が調査の相手方である納税義務者の過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他総務大臣が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な事実の把握を困難にするおそれその他個人の行う事業に対する事業

税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同項の規定による通知を要しない。

（総務省の職員の個人の事業税に関する調査の終了の際の手続）

第七十二条の六十三の四 総務大臣は、個人が行う事業に対する事業税に関する実地の調査を行った結果、課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められない場合には、納税義務者であつて当該調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、その時点において課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められない旨を書面により通知するものとする。

2 総務大臣は、個人が行う事業に対する事業税に関する調査の結果、課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められる場合には、当該納税義務者に対し、その時点において課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められる旨及びその理由を説明するものとする。

3 実地の調査により質問検査等を行った納税義務者について税務代理人がある場合において、当該納税

義務者の同意がある場合には、当該納税義務者への第一項又は前項の規定による通知又は説明に代えて、当該税務代理人へのこれらの規定による通知又は説明を行うことができる。

（政令への委任）

第七十二条の六十三の五 第七十二条の六十三から前条までに定めるもののほか、総務省の職員の個人の事業税に関する調査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

第一条中地方税法第七十二条の百七第一項及び第七十二条の百八の改正規定を削る。

第一条中地方税法第四百四十四条の三十八の次に四条を加える改正規定を次のように改める。

第四百四十四条の三十八の次に次の四条を加える。

（総務省の職員の軽油引取税に関する調査の事前通知等）

第四百四十四条の三十八の二 総務大臣は、総務省指定職員に前条第一項第一号に掲げる者（以下この条から第四百四十四条の三十八の四までにおいて「元売業者等」という。）に対し実地の調査において前条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（以下この条及び第四百四十四条の三十八の四において「質問検査等」という。）を行わせる場合には、あらかじめ、当該元売業者等（当該元売業者等につ

いて税務代理人（税理士法第三十条（同法第四十八条の十六において準用する場合を含む。）の書面を提出している税理士若しくは同法第四十八条の二に規定する税理士法人又は同法第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人をいう。以下この項及び第四百四十四条の三十八の四第三項において同じ。）がある場合には、当該税務代理人を含む。）に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

一 質問検査等を行う実地の調査（以下この条において単に「調査」という。）を開始する日時

二 調査を行う場所

三 調査の目的

四 軽油引取税に関する調査である旨

五 調査の対象となる期間

六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件

七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項

2 総務大臣は、前項の規定による通知を受けた元売業者等から合理的な理由を付して同項第一号又は第

二号に掲げる事項について変更するよう求めがあつた場合には、当該事項について協議するよう努めるものとする。

3 第一項の規定は、総務省指定職員が、当該調査により当該調査に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項以外の事項について軽油引取税の徴収について適正な運営を図るため必要があると認めることとなつた場合において、当該事項に関し質問検査等を行うことを妨げるものではない。この場合において、同項の規定は、当該事項に関する質問検査等については、適用しない。

(事前通知を要しない場合)

第四百四十四条の三十八の三 前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣が調査の相手方である元売業者等の過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他総務大臣が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な事実の把握を困難にするおそれその他軽油引取税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同項の規定による通知を要しない。

(総務省の職員の軽油引取税に関する調査の終了の際の手續)

第四百四十四条の三十八の四 総務大臣は、軽油引取税に関する実地の調査を行つた結果、元売業者等のう

ち元売業者について第四百四十四条の七第二項の規定により元売業者の指定を取り消すことができる。認められない場合には、元売業者であつて当該調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、その時点において同項の規定により元売業者の指定を取り消すことができると認められない旨を書面により通知するものとし、元売業者等のうち元売業者以外の者について同条第一項に規定する要件に該当すると認められる場合には、元売業者以外の者であつて当該調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、その時点において同項に規定する要件に該当すると認められる旨を書面により通知するものとする。

2 総務大臣は、軽油引取税に関する調査の結果、元売業者等のうち元売業者について第四百四十四条の七第二項の規定により元売業者の指定を取り消すことができると認められる場合には、当該元売業者に対し、その時点において同項の規定により元売業者の指定を取り消すことができると認められる旨及びその理由を説明するものとし、元売業者等のうち元売業者以外の者について同条第一項に規定する要件に該当すると認められない場合には、当該元売業者以外の者に対し、その時点において同項に規定する要件に該当すると認められない旨及びその理由を説明するものとする。

3 実地の調査により質問検査等を行つた元売業者等について税務代理人がある場合において、当該元売業者等の同意がある場合には、当該元売業者等への第一項又は前項の規定による通知又は説明に代えて、当該税務代理人へのこれらの規定による通知又は説明を行うことができる。

(政令への委任)

第四百四十四条の三十八の五 第四百四十四条の三十八から前条までに定めるもののほか、総務省の職員の軽油引取税に関する調査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

第一条中地方税法第三百二十一条の八第二十六項から第二十八項までの改正規定を削る。

第一条のうち地方税法第三百二十一条の十一の二第一項の改正規定中「第六十六条の四第十八項第一号」を「第六十六条の四第十七項第一号」に改め、「、」を削る。
「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に削る。

第一条のうち地方税法第三百二十一条の十一の三第一項の改正規定中「同条第十九項第一号」を「同条第十八項第一号」に改め、「、」を削る。
「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に削る。

第一条中地方税法第三百九十六条の次に四条を加える改正規定を次のように改める。

第三百九十六条の次に次の四条を加える。

(総務省の職員の固定資産税に関する調査の事前通知等)

第三百九十六条の二 総務大臣は、総務省指定職員に前条第一項第一号に掲げる者(以下この条から第三百九十六条の四までにおいて「納税義務者」という。)に対し実地の調査において前条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求(以下この条及び第三百九十六条の四において「質問検査等」という。)を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者(当該納税義務者について税務代理人(税理士法第三十条(同法第四十八条の十六において準用する場合を含む。))の書面を提出している税理士若しくは同法第四十八条の二に規定する税理士法人又は同法第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人をいう。以下この項及び第三百九十六条の四第六項において同じ。)がある場合には、当該税務代理人を含む。)に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

一 質問検査等を行う実地の調査(以下この条において単に「調査」という。)を開始する日時

- 二 調査を行う場所
- 三 調査の目的
- 四 固定資産税に関する調査である旨
- 五 調査の対象となる期間
- 六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件
- 七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項
- 2 総務大臣は、前項の規定による通知を受けた納税義務者から合理的な理由を付して同項第一号又は第二号に掲げる事項について変更するよう求めがあつた場合には、当該事項について協議するよう努めるものとする。
- 3 第一項の規定は、総務省指定職員が、当該調査により当該調査に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項以外の事項について第三百八十八条第四項第二号の助言、第三百八十九条第一項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査又は第四百二十二条の二第一項の指示のために必要があることとなつた場合において、当該事項に関し質問検査等を行うことを妨げるものではない。この場合において

、第一項の規定は、当該事項に関する質問検査等については、適用しない。

(事前通知を要しない場合)

第三百九十六条の三 前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣が調査の相手方である納税義務者の過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他総務大臣が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な事実の把握を困難にするおそれその他固定資産税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同項の規定による通知を要しない。

(総務省の職員の固定資産税に関する調査の終了の際の手續)

第三百九十六条の四 総務大臣は、調査が第三百八十八条第四項第二号の助言のための調査である場合には、当該調査の終了時において、当該納税義務者に対し、当該調査が終了した旨を書面により通知するものとする。

2 総務大臣は、調査が第三百八十九条第一項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査である場合であつて、実地の調査を行った結果、価格等の決定又は決定された価格等の修正(以下この条において「価格等の決定等」という。)をすべきと認められないときは、納税義務者であつて当該実地の調

査において質問検査等の相手方となつた者に対し、その時点において価格等の決定等をすべきと認められない旨を書面により通知するものとする。

3 総務大臣は、前項に規定する場合であつて、当該調査の結果、価格等の決定等をすべきと認められるときは、当該納税義務者に対し、その時点において価格等の決定等をすべきと認められる旨及びその理由を説明するものとする。

4 総務大臣は、調査が第四百二十二条の二第一項の指示のための調査である場合であつて、実地の調査を行つた結果、市町村における固定資産の価格の決定が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて行われていると認められるときは、納税義務者であつて当該実地の調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、その時点において市町村における固定資産の価格の決定が同項の固定資産評価基準によつて行われていると認められる旨を書面により通知するものとする。

5 総務大臣は、前項に規定する場合であつて、当該調査の結果、市町村における固定資産の価格の決定が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて行われていないと認められるときは、当該納税義務者に対し、その時点において市町村における固定資産の価格の決定が同項の固定資産評価基準によつ

て行われていないと認められる旨及びその理由を説明するものとする。

6 実地の調査により質問検査等を行った納税義務者について税務代理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合には、当該納税義務者への前各項の規定による通知又は説明に代えて、当該税務代理人へのこれらの規定による通知又は説明を行うことができる。

(政令への委任)

第三百九十六条の五 第三百九十六条から前条までに定めるもののほか、総務省の職員の固定資産税に関する調査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

第一条のうち地方税法附則第八条の二第二項の改正規定中「附則第五十六条」を「附則第五十五条」に、「附則第五十九条」を「附則第五十八条」に改める。

第一条中地方税法附則第九条の四第一項の改正規定を次のように改める。

附則第九条の四第一項中「第七十一条第一号」を「第七十一条第一項第一号」に改める。

第一条中地方税法附則第九条の十第一項及び第九条の十一の改正規定を削る。

第一条に次の改正規定を加える。

附則第五十条第一項から第三項までの規定中「第七十二条の四十九の八」を「第七十二条の四十九の十二」に改め、同条第四項第二号及び第三号中「第七十二条の四十九の八第七項」を「第七十二条の四十九の第十二第七項」に改め、同条第五項中「第七十二条の四十九の八第六項」を「第七十二条の四十九の第十二第六項」に、「第七十二条の四十九の八第十項」を「第七十二条の四十九の第十二第十項」に改める。

第二条中地方税法等の一部を改正する法律附則第十二条第十一項の改正規定を削る。

第三条中地方法人特別税等に関する暫定措置法第七条の見出し及び同条第一項の改正規定を削る。

附則第一条中「平成二十三年四月一日」を「公布の日」に改め、同条第一号中「平成二十三年六月一日」を「公布の日から起算して二月を経過した日」に改め、同条第二号中「の目次の改正規定（「第二十一条・第二十二條」を「第二十一条―第二十二條の二」に改める部分を除く。）」、同法第十八條の四第一項の改正規定、同法「及び「第二十六條、第二十七條第一項第二号、」を削り、「並びに第五十条の七第一項の改正規定、同法第七十二条の二の二第一項の改正規定（「第七十二条の三十八まで」の下に「第七十二条の四十九」を加える部分を除く。）」、同法第七十二条の七及び第七十二条の八第一項第二号の改正規定、同条第十九」を二項の改正規定（「第七十二条の四十九の六第二項」を「第七十二条の四十九の十第二項」に改める部分に

限る。）、同法」を「第五十条の七第一項、」に、「の改正規定、同法第七十二条の四十九の五の改正規定（同条第一項の改正規定（「第七十二条の四十九第七項又は第八項の」を「第七十二条の四十八の二第八項又は第九項に規定する」に改める部分に限る。）を除く。）、同法第七十二条の四十九の十四を同法第七十二条の四十九の十八とする改正規定、同法第七十二条の四十九の十三の改正規定、同条を同法第七十二条の四十九の十七とする改正規定、同法第七十二条の四十九の十二を同法第七十二条の四十九の十六とする改正規定、同法第七十二条の四十九の十一の改正規定、同条を同法第七十二条の四十九の十五とする改正規定、同法第七十二条の四十九の十を同法第七十二条の四十九の十四とし、同法第七十二条の四十九の九を同法第七十二条の四十九の十三とする改正規定、同法第七十二条の四十九の八第十一項の改正規定、同条を同法第七十二条の四十九の十二とする改正規定、同法第七十二条の四十九の七を同法第七十二条の四十九の十一とする改正規定、同法第七十二条の四十九の六第一項の改正規定、同法第二章第二節第二款中同条を同法第七十二条の四十九の十とする改正規定、同法第七十二条の四十九の五の次に四条を加える改正規定、同法第七十二条の五十一項、第七十二条の五十四第二項、第七十二条の五十五及び第七十二条の六十三の改正規定、同条の次に四条を加える改正規定、同法第七十二条の六十四第一項、第七十二条の八十四、第七十二条

の八十五第一項第二号、第七十三條の八、第七十三條の九第一項第二号、第七十四條の七、第七十四條の八第一項第三号、「を」並びに」に改め、「、第七十七條、第七十八條第一項第二号、第一百六條、第一百七條第一項第二号、第四百四十四條の十一、第四百四十四條の十二第一項第二号及び第四百四十四條の三十八の改正規定、同條の次に四條を加える改正規定、同法第四百四十四條の三十九、第五百五十五條、第五百五十六條第一項第二号、第八十八條、第八十九條第一項第二号、第二百六十四條及び第二百六十五條第一項第二号」を削り、「、同法第二百九十八條、第二百九十九條第一項第二号、「を」並びに同法」に、「、第三百二十八條の七第一項、第三百五十三條、第三百五十四條第一項第二号並びに第三百九十六條の改正規定、同條の次に四條を加える改正規定並びに同法第三百九十七條、第四百五十條、第四百五十一條第一項第二号、第四百七十條、第四百七十一條第一項第三号、第五百二十五條、第五百二十六條第一項第二号、第五百八十八條、第五百八十九條第一項第二号、第六百七十四條、第六百七十五條第一項第二号、第七百條の五十九、第七百條の六十第一項第二号、第七百一條の五、第七百一條の六第一項第二号、第七百一條の三十五、第七百一條の三十六第一項第二号、第七百七條、第七百八條第一項第二号、第七百三十三條の四及び第七百三十三條の五第一項第二号」を「並びに第三百二十八條の七第一項」に改め、「及び第十七條の二」を削り、「、第三

条中地方法人特別税等に関する暫定措置法第二十四条第一項第二号の改正規定並びに附則第三条、第五条第二項、第六条第二項」を「並びに附則第六条第二項」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 第一条中地方税法第二十三条第一項第四号の四、第五十三条第五項、第七項、第九項、第十項、第十二項、第十三項、第十五項及び第十六項、第七十二条の二十三第一項ただし書及び第三項並びに第二百九十二条第一項第四号の四の改正規定並びに同法第三百二十一条の八の改正規定（同条第二十二項に係る部分を除く。）並びに同法附則第八条の二第一項及び第二項の改正規定並びに附則第六条第九項、第七条第二項、第九条第九項及び第十五条の規定 平成二十四年四月一日

附則第一条第四号中「第一条中地方税法」の下に「の目次の改正規定（「第二十一条・第二十二条」を「第二十一条―第二十二條の二」に改める部分を除く。）、同法第十八條の四第一項の改正規定、同法」を加え、「第三十二条第十一項」を「第二十六条、第二十七条第一項第二号、第三十二条第十一項」に改め、「第四十五条の二第一項第七号の改正規定」の下に「、同法第七十二条の二の二第一項の改正規定（「第七十二条の三十八まで」の下に「、第七十二条の四十九」を加える部分を除く。）、同法第七十二条の七及び第七十二条の八第一項第二号の改正規定、同条第二項の改正規定（「第七十二条の四十九の六第二項」を「第

七十二條の四十九の十第二項」に改める部分に限る。）、同法第七十二條の四十九の五の改正規定（同條第一項の改正規定（「第七十二條の四十九第七項又は第八項の」を「第七十二條の四十八の二第八項又は第九項に規定する」に改める部分に限る。）を除く。）、同法第七十二條の四十九の十四を同法第七十二條の四十九の十八とする改正規定、同法第七十二條の四十九の十三の改正規定、同條を同法第七十二條の四十九の十七とする改正規定、同法第七十二條の四十九の十二を同法第七十二條の四十九の十六とする改正規定、同法第七十二條の四十九の十一の改正規定、同條を同法第七十二條の四十九の十五とする改正規定、同法第七十二條の四十九の十を同法第七十二條の四十九の十四とし、同法第七十二條の四十九の九を同法第七十二條の四十九の十三とする改正規定、同法第七十二條の四十九の八第十一項の改正規定、同條を同法第七十二條の四十九の十二とする改正規定、同法第七十二條の四十九の七を同法第七十二條の四十九の十一とする改正規定、同法第七十二條の四十九の六第一項の改正規定、同法第二章第二節第二款中同條を同法第七十二條の四十九の十とする改正規定、同法第七十二條の四十九の五の次に四條を加える改正規定、同法第七十二條の五十第一項、第七十二條の五十四第二項、第七十二條の五十五及び第七十二條の六十三の改正規定、同條の次に四條を加える改正規定、同法第七十二條の六十四第一項、第七十二條の八十四、第七十二條の八十五第

一項第二号、第七十三条の八、第七十三条の九第一項第二号、第七十四条の七、第七十四条の八第一項第三号、第七十七条、第七十八条第一項第二号、第一百十六条、第一百七十七条第一項第二号、第四百四十四条の十一、第四百四十四条の十二第一項第二号及び第四百四十四条の三十八の改正規定、同条の次に四条を加える改正規定、同法第四百四十四条の三十九、第五百五十五条、第五百五十六条第一項第二号、第八十八条、第八十九条第一項第二号、第二百六十四条及び第二百六十五条第一項第二号の改正規定」を加え、「限る。」並びに同法「を」限る。）、同法第二百九十八条、第二百九十九条第一項第二号、「に」、「及び第三百七十七条の二第一項第七号」を、「第三百七十七条の二第一項第七号、第三百五十三条、第三百五十四条第一項第二号及び第三百九十六条の改正規定、同条の次に四条を加える改正規定並びに同法第三百九十七条、第四百五十条、第四百五十一条第一項第二号、第四百七十条、第四百七十一条第一項第三号、第五百二十五条、第五百二十六条第一項第二号、第五百八十八条、第五百八十九条第一項第二号、第六百七十四条、第六百七十五条第一項第二号、第七百条の五十九、第七百条の六十第一項第二号、第七百一条の五、第七百一条の六第一項第二号、第七百一条の三十五、第七百一条の三十六第一項第二号、第七百七条、第七百八条第一項第二号、第七百三十三條の四及び第七百三十三條の五第一項第二号」に、「附則第六条の改正規定並びに」を「附則第六条及

び第十七条の二の改正規定、」に、「附則第六条第一項」を「同法附則第五十条の改正規定、第三条の規定並びに附則第三条、第五条第二項、第六条第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

五 第一条中地方税法第七十四条の五及び第四百六十八条の改正規定並びに同法附則第五条の四、第十二条の二及び第三十条の二の改正規定並びに附則第八条及び第十条の規定 平成二十五年四月一日

附則第三条中「平成二十四年一月一日」を「平成二十五年一月一日」に改める。

附則第五条第一項中「平成二十三年五月三十一日」を「附則第一条第一号に定める日の前日」に改め、同条第二項中「平成二十四年一月一日」を「平成二十五年一月一日」に改める。

附則第八条中「平成二十四年四月一日」を「平成二十五年四月一日」に改める。

附則第十条第一項中「平成二十四年四月一日」を「平成二十五年四月一日」に改め、同条第二項中「百分の百十四」を「百分の百十三」に改め、同条第三項中「百分の百一」を「百分の百十四」に改め、同条に次の一項を加える。

4 平成二十七年度の市町村たばこ税に係る新法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるのは、「除して得た割合に百分の百一を乗じて得た割合」とする。